

## 石狩市公害防止条例施行規則の改正について

## 1 改正の理由

## (1) 第16条（拡声機の使用禁止区域等）

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館、老人ホーム）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されている。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定子ども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとする必要があることから、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部が改正された。

公害防止条例施行規則第16条「拡声機の使用禁止区域等」は、法律に準じてその区域を定めることから、今回の改正に合わせ、特に配慮する施設として新たに幼保連携型認定子ども園を追加するものである。

## (2) 別表第2

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第33号）の施行により、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部が改正されたことから、石狩市公害防止条例施行規則（昭和48年規則第4号）において、同省令に準拠し定めている「汚水等に係る排出基準」について所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容【改正案】

## (1) 第16条（拡声機の使用禁止区域等）

第6号として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7号に規定する幼保連携型認定子ども園」を追加する。

## (2) 別表第2

別表第2第2項第1号の表中、「トリクロロエチレン」の許容限度を「1リットルにつき0.3ミリグラム」から「1リットルにつき0.1ミリグラム」に改める。

改正前	改正後
（拡声機の使用禁止区域等）	（拡声機の使用禁止区域等）
第16条 条例第30条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。	第16条 条例第30条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所	(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所
(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの	(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館	(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に	(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に

規定する特別養護老人ホーム

別表第2（第7条関係）

規制基準

1 略

2 汚水等に係る排出基準

工場等において排出する汚水等の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) 人の健康の保護に係る項目

有害物質	許容限度
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
略	
備考 略	

(2) 略

3 略

規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

別表第2（第7条関係）

規制基準

1 略

2 汚水等に係る排出基準

略

(1) 人の健康の保護に係る項目

有害物質	許容限度
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
略	
備考 略	

(2) 略

3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。



環水大大発第 15042010 号  
平成 27 年 4 月 20 日

都道府県 騒音・振動担当部(局)長 殿  
市・特別区

環境省水・大気環境局

大気生活環境室長



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正について（通知）

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）が、平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。これに伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」について、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示における所要の規定の整備を行う必要があることから、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部を改正する省令等が平成 27 年 4 月 20 日に公布され、同日に施行された。

ついては、改正された省令及び告示の円滑かつ適切な運用が図られるようお願いするとともに、都道府県担当部（局）長におかれては、本通知の主旨を踏まえ、貴管下町村にも必要に応じ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正された法令

#### (1) 騒音規制法の関係告示

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加。

- ① 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）第 1 条第 1 項

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省、建設省告示第1号）別表第1号二

(2) 振動規制法の関係省令及び関係告示

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加。

① 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月環境庁告示第90号）第1条

② 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第一付表第1号二

## 第2 改正の内容

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されている。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとするものである。

# 騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正案の概要

## 1. 騒音規制法について

### (1) 改正の背景

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定しなければならないとされており、都道府県知事が当該指定をするときは、同法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音について、規制基準を設定することとされている。

また、同法第 15 条第 1 項の規定により、市町村長は、指定地域内において特定建設作業に伴って基準に適合しない騒音が発生することにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、施工者に対して改善を勧告することができることとされている。

特定工場等に係る規制基準及び特定建設作業に係る改善勧告の基準では、騒音による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内について、他の区域より厳しい基準を定めることができる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとする必要がある。

### (2) 改正案の概要について

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加する。

- ① 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）第 1 条第 1 項
- ② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月厚生省、建設省告示第 1 号）別表第 1 号二

## 2. 振動規制法について

### (1) 改正の背景

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならないとされており、都道府県知事が当該指定をするときは、同法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動について、規制基準を設定することとされている。

また、同法第 15 条第 1 項の規定により、市町村長は、指定地域内において特定建設作業に伴って基準に適合しない振動が発生することにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、施工者に対して改善を勧告することができることとされている。

特定工場等に係る規制基準及び特定建設作業に係る改善勧告の基準では、振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内について、他の区域より厳しい基準を定めることができる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとする必要がある。

## （２）改正案の概要について

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加する。

- ① 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年 11 月環境庁告示第 90 号）第 1 条
- ② 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第一付表第 1 号二

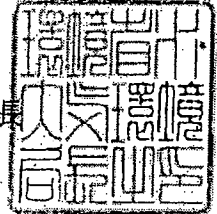
環水大水発第 1509181 号  
環水大土発第 1509181 号  
平成 27 年 9 月 18 日

都道府県知事

水質汚濁防止法政令市長

殿

環境省水・大気環境局長



トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令  
に関する浄化基準の見直しについて

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準については、平成 26 年 11 月 17 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 126 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 127 号）が告示され、トリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に変更された。

このことを踏まえ、公共用水域又は地下水の水質汚濁を防止するため、平成 27 年 4 月 21 日に、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」が、中央環境審議会から答申された。

これを受け、トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を改正することとし、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 33 号。以下「改正省令」という。）を平成 27 年 9 月 18 日に公布し、同年 10 月 21 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 措置の内容

(1) 水質汚濁防止法施行規則の一部改正

トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第14条の3第1項に基づく地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準の値を、従前の0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更する(改正省令第1条)。

(2) 排水基準を定める省令の一部改正

トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準の値を、従前の0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更する(改正省令第2条)。

(3) 暫定排水基準

今回の改正では、現在適用されている排水対策や排水処理技術によって、新しい排水基準の濃度レベルに対応が可能であることから、いずれの業種についても、暫定排水基準は設定しないこととする。

(4) 適用猶予

トリクロロエチレンについての改正省令に基づく排水基準は、改正省令施行日以後に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、改正省令施行の際現に特定施設を設置(設置の工事を行っているものを含む。)している特定事業場については、改正省令施行の日から6月間(※1)(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間(※2))は適用せず、従前の排水基準が適用されることとする(改正省令附則第2条)。

※1：平成28年4月20日まで、※2：平成28年10月20日まで

(5) 罰則についての措置

改正省令の施行前にした行為及び(4)により従前の排水基準が適用される場合における改正省令施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする(改正省令附則第3条)。

2. 関係者に対する指導について

トリクロロエチレンについては、大気汚染に係る環境基準が設定されており、また、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づき事業者の責務として排出又は飛散を抑制するための措置を講じなければならないとされた上で、一部の施設について指定物質抑制基準が定められている。このため、トリクロロエチレンに係る排水規制の施行に当たり、一般的な排水処理方法である揮散法を用いる特定事業場については、十分考慮の上、必要な指導等をお願いしたい。また、地下水の水質の浄化に係る措置等が実施される際、トリクロロエチレンの揮散が懸念される場合についても、十分考慮の上、必要な指導等をお願いしたい。



# 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の概要

平成27年9月

水・大気環境局

水環境課

土壤環境課地下水・地盤環境室

## 1. 水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正

- 平成26年11月、トリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された。  
(0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更)
- これを受け、トリクロロエチレンの排水基準を0.3mg/Lから0.1mg/Lとし(排水基準を定める省令の一部改正)、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を0.03mg/Lから0.01mg/Lとする(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)。

## 2. 経過措置

### (1) 新基準の適用時期

本改正省令に基づくトリクロロエチレンの新排水基準は、本改正省令施行日以後に新たに特定事業場となる事業場には、施行後直ちに適用されるが、本改正省令施行の際現に特定施設を設置(設置の工事をしているものを含む。)している特定事業場については、本改正省令施行の日から6月間(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間)は適用せず、従前の排水基準が適用されることとする。

### (2) 罰則

以下の行為に対する罰則の適用については、従前どおりとする。

①本改正省令の施行前にした行為

②2.(1)により従前の排水基準が適用される場合における本改正省令施行後にした行為

## 3. スケジュール

公布日：平成27年9月18日

施行日：平成27年10月21日

